

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)日南風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年2月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)日南風力発電事業環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮崎県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮崎県日南市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大20,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年	3月31日
環境大臣意見受理	平成28年	6月10日
経済産業大臣意見発出	平成28年	6月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	8月14日
住民意見の概要等受理	令和元年	10月23日
宮崎県知事意見受理	令和2年	1月22日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	2月4日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)日南風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告内容

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、障害者支援施設つよし寮を始め、配慮が必要な住宅等が点在していることから、騒音による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺では、表流水、湧水等を飲料水として利用しているため、敷地の造成や道路工事等に伴う、表流水、湧水等に係る飲料水供給施設への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域周辺の飲料水供給施設設置状況を把握し、当該施設への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺に生息している可能性のあるコシジロヤマドリ及び宮崎県のレッドリストにあるサンショウウオ類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮崎県知事からの意見書の写しを添付)